（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令の一部改正）

第六条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）本則に一号を加える改正規定中「本則に」を「第四百二十八号の次に」に、「四百二十九」を「四百二十八の二」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第七条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条に次の一号を加える。

四　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第百二十条第五号において「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）に関することに限る。）。

第百二十条第五号中「こと（」の下に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子

条約

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第十七号

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定

日本国及びスイス連邦は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「スイス」とは、スイス連邦をいう。

(b)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

スイスについては、スイスの市民

(c)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度に関する日本国の法律及び規則

スイスについては、次条2に掲げるスイスの法律及びその規則

(d)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度を管轄する政府機関

スイスについては、連邦社会保険庁

(e)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スイスについては、老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する権限のある補償基金

(f)　「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる全ての保険料納付期間、保険料免除期間及び合算対象期間

スイスについては、全ての保険料納付期間及びスイスの法令により保険期間に該当すると定義される期間

ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

(g)　「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

(h)　「スイスの領域内に住所を有する」とは、恒常的に滞在する意図をもってスイスの領域内に滞在することをいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

1　日本国については、この協定は、

(a)　次の日本国の年金制度について適用する。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii)　国家公務員共済年金

(iv)　地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v)　私立学校教職員共済年金

(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b)　次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i)　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

(ii)　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

(iii)　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

(iv)　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）